明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令（**法務**九）　一

〔告　示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**一）　二

○債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**八八）　三

○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（**財務**七一）　三

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**六）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**二〇一～二〇四）　四

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**一四三～一五二）　五

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一五三）　五

○道路に関する件（**同**一五四）　五

○道路に関する件（**中部地方整備局**三四、三五）　五

○都市計画に関する件（**北海道開発局**三五～三七）　六

〔国会事項〕

官庁事項　七

〔皇室事項〕

諸事項　八

〔官庁報告〕

国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）　九

海上保安庁防災業務計画の修正要旨の公表について（海上保安庁）　九

北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　九

沖縄総合事務局公示（沖縄総合事務局）　九

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団関係　三

裁判所

相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三

地方公共団体

教育職員免許状取上げ処分関係　三

会社その他

省令

○法務省令第九号

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第十九条第三項の規定に基づき、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月十八日　法務大臣　上川　陽子

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則の一部を改正する省令

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成二十三年法務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（出頭を要しない場合等）	（出頭を要しない場合等）
第十七条　［略］	**第十七条**　［同上］
2　法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合とする。	2　法第十九条第三項に規定する法務省令で定める場合（法第十条第一項及び第二項の規定による届出並びに同条第三項の規定により返還される特別永住者証明書の受領に係る場合を除く。）は、次の各号に掲げる場合とする。
［一・二　略］	［一・二　同上］
三　法第十一条第二項（法第十二条第三項、第十三条第二項及び第十四条第四項において準用する場合を含む。）の規定により交付される特別永住者証明書の受領については、当該受領のために市町村の事務所に出頭することに著しい支障がある者（法第十九条第一項の規定により特別永住者証明書の受領を市町村の事務所に自ら出頭して行わなければならない者又は同条第二項の規定により当該受領を特別永住者に代わってしなければならない者に限る。）が日本郵便株式会社の内国郵便約款の定めるところにより名宛人本人に限り交付し、又は配達する本人限定受取郵便又はこれに準ずる方法により送付さ	［号を加える。］